

番 号 : 141054

国 名 : コートジボワール

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

件 名 : 内水面養殖再興計画策定プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年2月下旬から2015年5月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 1.00M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	30日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月24日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務 :	各種評価調査
対象国/類似地域 :	コートジボワール/全途上国
語学の種類 :	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等
特になし

(2) 必要予防接種

黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

コートジボワール国民にとり水産物は第一の動物性タンパク源であり（年間一人当たり消費量15キロ）、水産物消費量は年間33万トン（2009年）を超えるが、国内生産量（漁獲・養殖合計）は年間4万トンに留まり、34万トンを入力に依存している（約5万トンを輸出）。同国の人口は毎年3%ずつ増加しており、水産物需要は益々高まることが見込まれているが、漁業海洋資源には制約があるため、同国の政策において養殖振興を優先課題と位置付けている。

同国の養殖は内水面養殖に限られている。一部に企業型養殖があるものの、低湿地に造成した数ヘクタールの溜池と排水可能な池を組合せた粗放的養殖（対象魚は90%がティラピア）が中心である。養殖家数は推定4,500軒、生産量は4,000トン程度と推定されている。養殖に対する投資意欲は高いが、1970～80年代にかけて外国ドナーからの支援により整備された種苗センターを始めとする養殖インフラは2002年の内戦勃発により放棄され、養殖活動は停滞を余儀なくされている。また、内戦を通じて①良質な種苗供給ネットワークの弱体化、②養殖生産者による生産活動の停滞が起こるとともに、③良質な餌料アクセスの低下、④輸入冷凍魚との競合、⑤基礎統計データ及び中期的な養殖振興計画の未整備等といった課題が指摘されている。

同国は河川や潟（ラグーン）等、豊富な水資源や低湿地等の地理条件に恵まれており、加えて内戦前は域内の養殖業を牽引する研究開発や人材育成を進めるなど、人材・社会条件の面からもポテンシャルは非常に高いため、養殖業の再興が期待されている。

かかる状況を踏まえ、同国の人的・社会的ポテンシャルを活かして内水面養殖を再興することを目的に、同国における内水面養殖の生産性向上及び競争力強化のための効果的なアプローチを、パイロット事業を通じて検討し、内水面養殖開発ガイドライン及びアクションプランを策定する開発調査を実施することとした。本調査は、同開発調査の詳細計画を策定するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年2月下旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、コートジボワール側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文若しくは仏文）を作成する。
- ②他団員の作成する質問票を取纏め、JICAコートジボワール事務所経由で関係機関へ配布する。
- ③コートジボワール国の水産・養殖政策について課題を抽出する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2015年3月上旬～4月上旬）

- ①JICAコートジボワール事務所等との打合せに参加する。
- ②コートジボワール側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③コートジボワールの関連機関に対しJICA開発計画型技術プロジェクトスキームについて説明するとともに、裨益国負担事項についてその準備状況の確認を行う。
- ④あらかじめJICAコートジボワール事務所経由で関係機関へ配布した質問票を回収の上、担当分野につき分析し、分析結果を他団員と共有するとともに、現地調査を通じ担当分野に係る追加情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

- ア) 関連各組織の現状確認及び分析
 - イ) コートジボワール国畜産水産分野の開発計画（PLAN STRATEGIQUE DE DEVELOPPEMENT DE L' ELEVAGE, DE LA PECHE ET DE L' AQUACULTURE 2014-2020）における本プロジェクトの位置付け
 - ウ) コートジボワール国養殖分野の開発政策・動向・課題及び動物・水産資源省とJICAが共同で行っている養殖センサスの分析
 - エ) コートジボワール国側のプロジェクト実施体制（組織、予算、他機関との関係等）
 - オ) 他ドナー、機関等の援助動向
- ⑤本プロジェクトの実施に向けた先方政府の体制、予算、プロセス等を確認し、本協力の位置付けや効果について分析する。
 - ⑥具体的な実証事業が想定できる場合は、事業候補地の現地踏査を実施する。
 - ⑦養殖振興に関連する機関・組織を招集しワークショップを開催する。ワークショップではJICA開発計画型技術プロジェクトスキームを説明するとともに、他ドナーの協力概要を関係者で共有し、本プロジェクトの内容について検討する。
 - ⑧コートジボワール国関係者との協議で合意された内容につき、R/D案、M/M案の取纏めに協力する。
 - ⑨担当分野に係る現地調査結果をJICAコートジボワール事務所等に報告する。
 - ⑩本プロジェクトに係る評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成する。

(3) 帰国後整理期間（2015年4月上旬～2015年5月下旬）

- ①事業事前評価表（案）を作成する。
- ②R/D (Record of Discussions) 案及びM/M (Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。
- ③帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取纏めを行う。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構コートジボワール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・コートジボワールにおける車両関係費
- ・コートジボワールにおける通信費
- ・コートジボワールにおける資料等作成費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に

委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年3月7日～4月5日を予定しています。

機構職員の現地調査期間は2015年3月中旬～4月5日（約2週間）を予定しています。本業務従事者は、機構職員の現地調査期間に先行して現地調査を開始することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 養殖政策・開発戦略 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 養殖 (コンサルタント)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)
- カ) 日仏通訳 (JICA)

③ 便宜供与内容

当機構コートジボワール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり
- ウ) 車両借上げ
コートジボワールにおける車両借上げについては、コートジボワール事務所にて予約・支払を行い、全行程の燃料費、通行料、地方での車両借上げ費については、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。
- エ) 通訳備上
日仏通訳がJICA団員に同行
- オ) 現地日程のアレンジ
現地調査開始時の関係機関訪問については機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし
- キ) 国内航空線の手配
機構と現地調査日程を協議の上、現地国内移動に際して航空便を使用する必要がある際には、機構が予約・支払を行います。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8437) にて配布します。調査業務の実施に際しては、資料①の指針に従い、資料②の内容を参考にすることとします。

- ① アフリカ内水面養殖協力指針
- ② ベナン国「内水面養殖普及プロジェクト報告書」
- ③ 畜産・漁業・養殖開発戦略計画2014-2020 (ドラフト)

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上